

【申請に対する処分に関する基準】 (法第5条第1項)

条項	審査基準
道路法第24条	道路法第24条の承認及び道路法第91条第1項の許可に係る審査基準について(平成6年9月30日建設省道政発第49号道路局長通達)別紙-1承認工事審査基準(案)
道路法第32条第1項又は第3項(道路法第91条第2項に基づき準用する場合を含む)	道路法施行令第9条～第16条 道路法施行規則第4条の3～第4条の4の7、第4条の4の10 道路占用関係通達集【第8次改訂版】第2章 占用許可基準 特定連結路附属地における利便増進施設の占用実施要領(平成31年1月独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構) 路上変圧器へのデジタルサイネージ等の添加実証実験に係る道路占用の取扱いについて(平成30年12月10日付け国道利第33号路政課長通達) 公衆電話所に設置される無線基地局への蓄電池の設置について(令和2年3月31日付け路政課道路利用調整室企画専門官事務連絡) 自動車駐車場等における占用の場所の基準の適用について(令和3年9月24日付け路政課道路利用調整室企画専門官事務連絡) 電気事業法等の一部改正に伴う関係通知の一部改正について(令和4年3月30日付け国道利第47号道路局長通達) 電気事業法等の一部改正に伴う関係通知の一部改正について(令和4年3月30日付け国道利第49号路政課長他通達) 電気事業法等の一部改正に伴う道路占用関係事務等の取扱いについて(令和4年3月30日付け国道利第45号路政課長他通達) 「第19回 再エネ関連規制等要望」への対応について(令和4年10月5日付け路政課道路利用調整室企画専門官事務連絡)
道路法第47条の2第1項(限度超過車両の通行の許可等:特殊車両通行許可)	特殊車両通行許可限度算定要領について(昭和53年12月1日建設省道交発第99号道路交通管理課長・企画課長通達)
道路法第48条の5第1項又は第3項	道路法施行令第19条の16 高速自動車国道又は自動車専用道路に連結する施設の許可の取扱いについて(平成17年10月18日国道利第24号路政課長通達) 高速道路利便施設の連結実施要領(平成18年4月3日国道有第141号有料道路課長通達) 「高速道路利便施設の連結 実施要領」について(平成25年12月16日国道高第194号高速道路課長通達) 「高速道路利便施設の連結実施要領」の一部改正について(令和5年7月3日国道高第101号高速道路課長通達)
道路法第91条第1項	道路法第24条の承認及び道路法第91条第1項の許可に係る審査基準について(平成6年9月30日建設省道政発第49号道路局長通達)別紙-2道路予定区域における許可行為の審査基準(道路法第91条第1項)(案)
高速自動車国道法第11条の2第1項又は第5項	高速自動車国道法施行令第6条 高速自動車国道又は自動車専用道路に連結する施設の許可の取扱いについて(平成17年10月18日国道利第24号路政課長通達) 高速道路利便施設の連結実施要領(平成18年4月3日国道有第141号有料道路課長通達) 「高速道路利便施設の連結実施要領」について(平成25年12月16日国道高第194号高速道路課長通達) 「高速道路利便施設の連結実施要領」の一部改正について(令和5年7月3日国道高第101号高速道路課長通達)

【標準処理期間】 (法第6条)

条項	標準処理期間
道路法第24条	道路法第24条の承認及び第32条の許可並びに第91条第1項の許可に係る標準処理期間の基準について(平成10年8月5日建設省道政発第93号路政課長通達)記1及び記3による。
道路法第32条第1項又は第3項(道路法第91条第2項に基づき準用する場合を含む)	道路法第24条の承認及び第32条の許可並びに第91条第1項の許可に係る標準処理期間の基準について(平成10年8月5日建設省道政発第93号路政課長通達)記1及び記3による。
道路法第47条の2第1項	特殊車両の通行許可に係る標準処理期間の基準について(平成6年9月14日建設省道交発第76の2号道路交通管理課長通達)記1による。
道路法第91条第1項	道路法第24条の承認及び第32条の許可並びに第91条第1項の許可に係る標準処理期間の基準について(平成10年8月5日建設省道政発第93号路政課長通達)記1及び記3による。

【不利益処分に関する基準】 (法第12条)

条項	処分基準
道路法第39条第1項(道路法第91条第2項に基づき準用する場合を含む)	道路法施行令第19条~第19条の4 道路占用関係通達集【第8次改訂版】第4章 占用料 特定連結路附属地における利便増進施設の占用実施要領(平成31年1月独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構) 路上変圧器へのデジタルサイネージ等の添加実証実験に係る道路占用の取扱いについて(平成30年12月10日付け国道利第33号路政課長通達) 「道路法施行令及び開発道路に関する占用料等徴収規則に基づく占用料の減免措置等の取扱いについて」の発出に伴う関係通知の一部改正について(令和2年7月14日付け国道利第12号道路局路政課長通達) 「道路法施行令及び開発道路に関する占用料等徴収規則に基づく占用料の減免措置等の取扱いについて」の発出に伴う関係通知の一部改正について(令和2年7月14日付け道路局路政課道路利用調整室企画専門官事務連絡) 電気事業法等の一部改正に伴う関係通知の一部改正について(令和4年3月30日付け国道利第47号道路局長通達) 「道路法施行令及び開発道路に関する占用料等徴収規則に基づく占用料の減免措置等の取扱いについて」の一部改正について(令和5年8月2日付け国道利第13号道路局長通達)
道路法第39条の9	道路法施行規則第4条の5の5 道路法等の一部を改正する法律の施行について(平成30年9月28日付け国道政第40号道路局長通達) 道路法等の一部を改正する法律の施行について(平成30年9月28日付け国道利第20号路政課長、国道・技術課長通達)
道路法第47条の4第1項(車両の通行に関する措置:措置命令)	道路法第47条の4に係る行政処分等の基準について(平成27年3月23日付け独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構)
道路法第47条の4第2項	車両制限令
道路法第48条第2項(道路法第91条第2項に基づき準用する場合を含む)	道路法等の一部を改正する法律等の施行について(平成30年7月13日国道利第13号路政課長通達)
道路法第48条の7第1項	道路法施行令第19条の17~第19条の18 道路法施行規則第4条の13の7 高速自動車国道又は自動車専用道路に連結する施設の許可の取扱いについて(平成17年10月18日国道利第24号路政課長通達) 高速道路利便施設の連結実施要領(平成18年4月3日国道有第141号有料道路課長通達)

【不利益処分に関する基準】 (法第12条)

道路法第48条の7第1項	<p>「高速道路利便施設の連結実施要領」について (平成25年12月16日国道高第194号高速道路課長通達)</p> <p>「高速道路利便施設の連結実施要領」の一部改正について (令和5年7月3日国道高第101号高速道路課長通達)</p>
道路法第71条第1項又は第2項に基づく道路法第24条の承認の取消等	道路法第24条の承認及び道路法第91条第1項の許可に係る審査基準について (平成6年9月30日建設省道政発第49号道路局長通達) 別紙-1承認工事審査基準 (案)
道路法第71条第1項又は第2項に基づく道路法第32条第1項又は第3項の許可 (道路法第91条第2項に基づき準用する場合を含む) の取消等	<p>道路法施行令第9条～第16条</p> <p>道路法施行規則第4条の3～第4条の4の7、第4条の4の10</p> <p>道路占用関係通達集【第8次改訂版】第2章 占用許可基準</p> <p>特定連結路附属地における利便増進施設の占用実施要領 (平成31年1月独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構)</p> <p>路上変圧器へのデジタルサイネージ等の添加実証実験に係る道路占用の取扱いについて (平成30年12月10日付け国道利第33号路政課長通達)</p> <p>公衆電話所に設置される無線基地局への蓄電池の設置について (令和2年3月31日付け路政課道路利用調整室企画専門官事務連絡)</p> <p>自動車駐車場等における占用の場所の基準の適用について (令和3年9月24日付け路政課道路利用調整室企画専門官事務連絡)</p> <p>電気事業法等の一部改正に伴う関係通知の一部改正について (令和4年3月30日付け国道利第47号道路局長通達)</p> <p>電気事業法等の一部改正に伴う関係通知の一部改正について (令和4年3月30日付け国道利第49号路政課長他通達)</p> <p>電気事業法等の一部改正に伴う道路占用関係事務等の取扱いについて (令和4年3月30日付け国道利第45号路政課長他通達)</p>
道路法第71条第1項又は第2項に基づく道路法第47条の2第1項の許可の取消等	道路法第47条の4に係る行政処分等の基準について (平成27年3月23日付け独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構)
道路法第71条第1項又は第2項に基づく道路法第48条の5第1項又は第3項の許可の取消等	<p>道路法施行令第19条の16</p> <p>高速自動車国道又は自動車専用道路に連結する施設の許可の取扱いについて (平成17年10月18日国道利第24号路政課長通達)</p> <p>高速道路利便施設の連結実施要領 (平成18年4月3日国道有第141号有料道路課長通達)</p> <p>「高速道路利便施設の連結実施要領」について (平成25年12月16日国道高第194号高速道路課長通達)</p> <p>「高速道路利便施設の連結実施要領」の一部改正について (令和5年7月3日国道高第101号高速道路課長通達)</p>
道路法第71条第1項又は第2項に基づく道路法第91条第1項の許可の取消等	道路法第24条の承認及び道路法第91条第1項の許可に係る審査基準について (平成6年9月30日建設省道政発第49号道路局長通達) 別紙-2道路予定区域における許可行為の審査基準 (道路法第91条第1項) (案)
高速自動車国道法第11条の4第1項	<p>高速自動車国道法施行令第8条～第9条</p> <p>高速自動車国道法施行規則第8条</p> <p>高速自動車国道又は自動車専用道路に連結する施設の許可の取扱いについて (平成17年10月18日国道利第24号路政課長通達)</p> <p>高速道路利便施設の連結実施要領 (平成18年4月3日国道有第141号有料道路課長通達)</p> <p>「高速道路利便施設の連結実施要領」について (平成25年12月16日国道高第194号高速道路課長通達)</p>

【不利益処分に関する基準】 (法第12条)

<p>高速自動車国道法第11条の4第1項</p>	<p>「高速道路利便施設の連結実施要領」の一部改正について (令和5年7月3日国道高第101号高速道路課長通達)</p>
<p>高速自動車国道法第11条の8第1項に基づく同法第11条の2第1項の許可の取消等</p>	<p>高速自動車国道法施行令第6条 高速自動車国道又は自動車専用道路に連結する施設の許可の取扱いについて (平成17年10月18日国道利第24号路政課長通達) 高速道路利便施設の連結実施要領 (平成18年4月3日国道有第141号有料道路課長通達) 「高速道路利便施設の連結実施要領」について (平成25年12月16日国道高第194号高速道路課長通達) 「高速道路利便施設の連結実施要領」の一部改正について (令和5年7月3日国道高第101号高速道路課長通達)</p>